

入札監理小委員会における審議結果報告 「岩見沢河川事務所等の図面作成外業務」（国土交通省）

1. 事業の概要及びこれまでの経緯

(1) 事業の概要

○本業務は、北海道開発局岩見沢河川事務所等 7 か所（※）の事務所等におけるデータの作成・修正、画像データの修正、資料の作成・収集・整理等に係る業務である。

※ 岩見沢河川事務所、同桂沢ダム管理支所、岩見沢道路事務所、岩見沢農業事務所、夕張川ダム総合管理事務所、同川端ダム管理支所、幾春別川ダム建設事業所

(2) 事業選定の経緯

○1 者応札が継続しており、競争性の確保について課題が見受けられることから、「公共サービス改革基本方針（令和 6 年 6 月 25 日閣議決定）」別表において選定された。

○市場化テスト 1 期目の事業である。

○事業期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間である。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

○仕様書における要件の緩和

緊急を要する連絡時に、これまでは「受注者は速やかに来所対応をできる体制をとること」としていたが、「受注者は速やかに対応できる体制を取る」とし、仕様書の要件を緩和した。
(資料 4 - 2 10/52 頁)

○入札スケジュールの見直し

従前、2 月上旬としていた入札公告の開始時期を 1.5 か月程度早め、12 月下旬に公告を開始することとした。
(資料 4 - 2 14/52 頁)

○情報開示の実施

従来の事業実施に要した経費、人員等の開示を行った。(資料 4 - 2 34/52 頁)

○公告時の積極的な広報

入札公告の掲示箇所について、札幌河川事務所を追加してこれまでの 9 箇所から 10 箇所に増やした。

3. 実施要項（案）の審議結果について

（1）実施要項（案）の修正に至った論点

【論点 1】

「業務の内容」のうち、一部の記載が分かりにくい可能性があるため、具体的な発注内容の例示や、文言の修正を検討できないか。

【対応 1】

別添 1 の各種作業例一覧（区分及び難易度の基準）の図－1 として、具体的な発注事例を示すとともに、「業務の内容」に記載した各項目について、分かりにくかった文言を修正する。
(資料 4－2 4/52 頁、38/52 頁)

【論点 2】

「従来の実施方法等」として各種書類を「手渡し」するとの記載があるが、郵送での取扱いが許容されるのであれば、その旨を追記できないか。

【対応 2】

「受注者の都合による郵送も認める」旨を追記する。
(資料 4－2 35/52 頁)

【論点 3】

月次単位での発注量に関する情報や、発注から納品までのスパンについて、情報を開示できないか。

【対応 3】

月別発注業務量について情報を開示する。また、発注内容はケースバイケースであり、発注から納品までのスパンについて普遍的な例を示すことは困難であるものの、「資料作成・収集・整理」に係る発注事例として、納期や作業工程を例示する。
(資料 4－2 28/52 頁、38/52 頁)

【論点 4】

本事業は、単価契約でありながら、入札方式について「総価金額による一般競争契約」と記載されているが、もっと分かりやすい表現に修正できないか。また、業務ボリュームが年度によってばらついているが、予定数量と業務量が乖離した場合に契約変更は可能なのか。

【対応 4】

入札方式に係る説明振りを修正した。
(資料 4－2 15/52 頁)

なお、契約単価の変更について、契約書に基づき協議することは可能である。(契約書の案は公告時に提示)

【論点 5】

緊急を要する発注に対し、具体的に受託者が求められる体制を追記できないか。

【対応5】

緊急を要する発注が、書面のほか口頭でも行われる可能性があることを明記した上で、発注に際する簡易な打合せについてはWeb会議等での対応も可能である旨を追記した。
(資料4-2 10/52頁)

【論点6】

「データ作成・修正」には、イラストを作成する作業が含まれるところ、受託者による著作権侵害を防ぐための方策を検討されたい。

【対応6】

「業務履行上の留意事項」として、第三者が著作権や著作権以外の権利を有しているイラスト等の使用を禁止する旨を追記した。
(資料4-2 10/52頁)

(2) その他

- ・ 業務分割の可能性について質疑があり、実施機関としては、一般的な業務と専門的な業務（例えば、図面作成と製本）を一括して発注する必要があるため、作業項目を分割した契約とすることは困難との回答であった。
- ・ 小委員会での議論を踏まえ、実施機関により、実施要項（案）のうち契約書の条項を引用して記載していた箇所（5箇所）について、契約書を参照しなくとも具体的な内容が分かるよう修正された。

4. パブリックコメントへの対応について

令和6年10月21日から令和6年11月5日までパブリックコメントを実施したところ、1者から2件の意見が寄せられ、緊急時の対応に関し、交通の乱れが生じた場合の対応は別途協議する旨を実施要項（案）に追記した。(14/52頁)。

—以上—